

岩手県告示第359号

平成23年3月11日からの平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による災害において、次の地域内に居住していた世帯を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに規定する世帯（以下「長期避難世帯」という。）とする。

平成23年5月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 長期避難世帯の居住していた市町村名及び地域名

市町村名	地域名
陸前高田市	陸前高田市高田町字中川原、字古川、字飯森場、字大石沖、字曲松、字下和野、字砂畑、字中長砂、字裏田、字長砂、字大石、字川原、字寒風、字森の前、字荒町、字本宿、字馬場前、字大町、字中宿、字並杉、字馬場、字下宿、字館の沖及び字本丸、気仙町字神崎、字奈々切、字三本松、字荒川、字中堰、字荒川沢、字中井、字木場、字土手影、字湊、字内野、字町、字垂井ヶ沢、字町裏、字愛宕下、字小淵、字双六及び字的場、広田町字天王前、小友町字新田前、字泉田、字浦の前、字浦田、字宮崎、字小谷地上、字衣地下、字下新田、字茶立場、字衣地、字小崎下及び字小友浦、米崎町字沼田、字中田、字川崎、字館及び字中島、矢作町字越戸内及び字中島並びに竹駒町字大畑及び字十日市場
釜石市	釜石市大渡町一丁目、大町一丁目から大町三丁目まで、大只越町一丁目、大只越町二丁目、只越町一丁目から只越町三丁目まで、天神町、浜町一丁目から浜町三丁目まで、東前町、魚河岸、新浜町一丁目、新浜町二丁目、港町一丁目、港町二丁目、松原町一丁目から松原町三丁目まで、嬉石町一丁目から嬉石町三丁目まで、大平町四丁目、大字釜石第14地割、大字平田第1地割及び第3地割から第9地割まで、両石町第1地割から第5地割まで、鶴住居町第7地割から第28地割まで、箱崎町第1地割から第11地割まで及び第13地割、片岸町第1地割及び第3地割から第10地割まで並びに唐丹町
大槌町	上閉伊郡大槌町大槌第14地割、第16地割及び第21地割から第24地割まで、小槌第26地割から第28地割まで、吉里々々第7地割、第8地割、第11地割及び第14地割、上町、本町、末広町、新町、大町、須賀町、栄町、安渡一丁目から安渡三丁目まで、港町、赤浜一丁目、赤浜二丁目、吉里吉里一丁目から吉里吉里三丁目まで、新港町並びに大ケロー丁目
野田村	九戸郡野田村大字野田第11地割、第16地割から第19地割まで及び第29地割

2 長期避難世帯となった年月日 平成23年3月11日